**別表第二（適合証等）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 認定制度 | 対象建築物 | 適合証等 | 審査機関等 |
| 性能向上計画認定 | 全ての建築物 | 誘導基準適合証（法第30条第１項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類。） | 登録判定機関又は登録評価機関※ |
| 一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物のうち住戸の部分 | 品確法第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級４及び一次エネルギー消費量等級５に適合している場合に限る。）の写し。 | 登録評価機関 |
| 一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物のうち住戸の部分（法施行の際現に存するもの） | 品確法第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級４又は等級５に適合している場合に限る。）の写し。 | 登録評価機関 |
| 基準適合認定 | 全ての建築物 | 適合証（法第２条第３号に掲げる基準に適合していることを証する書類。） | 登録判定機関又は登録評価機関※ |
| 非住宅建築物 | 法第12条第６項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法第７条第５項又は同法第７条の２第５項又は同法第18条第18項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し。 | 登録判定機関又は所管行政庁 |
| 全ての建築物 | 法第30条に基づく性能向上計画認定に係る同法施行規則第３条第２項の通知書（棟全体の認定に係るものに限る。）の写し及び検査済証の写し。 | 所管行政庁 |
| 全ての建築物 | 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第１項に基づく認定に係る同法施行規則第43条第２項の通知書（棟全体の認定に係るものに限る。）の写し及び検査済証の写し。 | 所管行政庁 |
| 一戸建ての住宅、共同住宅等 | 品確法第６条第３項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級４及び一次エネルギー消費量等級４又は等級５に適合している場合に限る。）の写し。 | 登録評価機関 |
| 一戸建ての住宅、共同住宅等（法施行の際現に存するもの） | 品確法第６条第３項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級３、等級４又は等級５に適合している場合に限る。）の写し。 | 登録評価機関 |

登録判定機関：法第15条第1項に定める登録建築物エネルギー消費性能判定機関

登録評価機関：住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第５条第１項の登録住宅性能評価機関

※複合建築物の適合証等に係る審査機関は、登録判定機関かつ登録評価機関であるものに限る。